平成２１年（フ）第２００号
北海道小樽市緑２丁目24番15号
債務者　藤谷　俊介
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１２５６号
仙台市太白区袋原字内手29番地の10
債務者　佐藤　豊子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６０号
仙台市若林区上飯田１丁目18番25号　コーポリエールＢ―201
債務者　岡本　甚一
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６７号
仙台市泉区将監１丁目11番11号
債務者　小森　孝一
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８４号
仙台市太白区上野山１丁目７番40号
債務者　佐藤　清子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１５号
仙台市青葉区みやぎ台２丁目22番15号
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
秋田市手形山西町４番16―102号
債務者　高岡智恵子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５７号
秋田県男鹿市船越字狐森47番地４
債務者　菅沼　麻子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４号
福島県二本松市新座40番地１　市営住宅下山田団地17棟６号
債務者　高橋　敏幸
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２８９号
福島市町庭坂字中通40番地の７
債務者　愛澤　昌義
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５１１号
水戸市元吉田町2850番地の２栗田ハイツＡ棟101号
債務者　有村　澄絵
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５２６号
水戸市河和田３丁目2536番地市営河和田住宅301棟４Ｆ６号
債務者　加藤　　豊
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５３３号
水戸市見川５丁目127番地県営桜川東アパート３棟３－４号
債務者　中橋　　榮
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５４３号
茨城県ひたちなか市大字足崎1474番地331ウエストフィールドＢ102号
債務者　二瓶　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５５８号
茨城県小美玉市羽鳥2719番地183、旧住所茨城県小美玉市羽鳥2352番地77島田住宅１号
債務者　磯部かおり
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２３４号
茨城県つくば市手子生640番地
債務者　雑賀町子こと　雑賀　町子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２３６号
茨城県土浦市烏山４丁目2065番地２　南ケ丘住宅203号棟218号室、住民票上の住所茨城県土浦市烏山４丁目2065番地２
債務者　長谷川二郎
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係